

平成31年第2回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成31年2月8日、13時30分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第2回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員19名】

1番 藤原 浩俊	2番 樋口 好澄	3番 田中 政則
4番 森山 勝馬	5番 手嶋 和彦	6番 田中 睦美
7番 原野 道明	8番 森部 賢一	9番 武井 正道
10番 手島 博行	11番 手島 信行	12番 畑 和徳
13番 田中 武俊	14番 櫻木 朝喜	15番 穴見 義夫
16番 林 新吾	17番 樋口 博幸	18番 伊藤 猛
19番 後藤 干城		

【農地利用最適化推進委員】

20番 大山 源次	21番 浦塚 洋明 (欠席)	22番 坂田 稔
23番 金子 耕三	24番 塚本 博之 (欠席)	25番 平田 実
26番 空閑 宏典	27番 永井 健一	28番 窪山 登
29番 石松 久慶	30番 山下 敏昭	31番 高良 悟
32番 橋本 計	33番 草場 一豊	34番 田中 信彦
35番 永露 茂 (欠席)	36番 小嶋與志博	37番 熊谷 頼子
38番 井手 峯勝	(※20番から23番は、代表推進委員。)	

3. 付議事項

- ・報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第2号 農地改良届出について
- ・報告第3号 農地法第4条の規定による許可の取り下げについて
- ・議案第1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の移転）について
- ・議案第3号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第7号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第8号 空き家に付属した農地の指定について
- ・議案第9号 非農地判断について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長 石橋 一 良
係 長 中 村 敬一郎
事務吏員 松 尾 康 年
事務吏員 水 落 ひかる
事務吏員 寺 岡 滝 治

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 大 山 豊 揚

(開 会 1 3 : 3 0)

8. 議 事

議 長 ただ今より、平成31年第2回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。本日、21番浦塚委員、24番塚本委員、35番永露委員より欠席の届出の連絡があつています。従いまして、ただ今の出席委員は農業委員19名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）16名であります。会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。

議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に13番田中委員、14番櫻木委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 1頁をお願いします。議案朗読をもって説明。5頁まで計25件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から25番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願いします。

議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告第1号、報告番号1番から25番について、これを受理いたします。次に、報告第2号「農地改良届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます

事務局 (松尾) 6頁をお願いします。議案朗読をもって説明。1件です。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について担当委員の説明を求めます。14番櫻木委員。

14番 (櫻木委員) 申請地は、周囲より土地が低く耕作に不便なため隣接地並みに地上げを行い、畑として利用するものです。作付け予定は、柿です。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 なし。

議 長 なければ、本件について、質問や意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告番号1番について、これを受理いたします。

次に、報告第3号「農地法第4条の規定による許可申請の取り下げ願について」事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 7頁をお願いします。議案朗読をもって説明。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、報告番号1番について、これを受理いたします。
次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 （松尾）8頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。
議長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
農業振興課（大山）詳細について説明。この計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 事務局及び農業振興課の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
議長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。
次に、議案第2号「農用地利用集積計画(利用権の移転)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 （松尾）議案書にて朗読。
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番から審議番号3番については、移転をする者、受ける者が同一であり移転を行う者も関連していますので一括にて説明を受けます。それでは、関連性も含めて、担当課の説明を求めます。

農業振興課（大山）議案書により説明。
議長 担当課の説明は終わりました。それでは、審議番号1番から審議番号3番までを一括議題とし、審議を行います。本件について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号1番から審議番号3番までを承認とし、市長へ通知いたします。
次に、審議番号4番から審議番号12番については、移転をする者、受ける者が同一であり移転を行う者も関連していますので一括にて説明を受けます。それでは、関連性も含めて、担当課の説明を求めます。

農業振興課（大山）議案書により説明。
議長 担当課の説明は終わりました。それでは、審議番号4番から審議番号12番までを一括議題とし、審議を行います。本件について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号4番から審議番号12番までを承認とし、市長へ通知いたします。
次に、議案第3号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局 （寺岡）「理由朗読後」、審議番号1番について、あっせん委員の指名が必要となりますよろしくをお願いいたします。
議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当地区委員の11番手島委員、33番草場委員を指名いたします。
次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 （寺岡）審議番号2番について、あっせん委員の指名が必要となりますよろしくをお願いいたします。
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、担当地区委員の7番原野委員、35

番永露委員、36番小島委員を指名いたします。

次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号3番について、あっせん委員の指名が必要となりますよろしく願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、担当地区委員の14番櫻木委員、27番永井委員を指名いたします。

次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号4番について、あっせん委員の指名が必要となりますよろしく願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、担当地区委員の13番田中委員、25番平田委員を指名いたします。

それでは、審議番号1番から4番までを一括とし、質問や意見はありませんか。

議長 なければ、議案第3号、審議番号1番から4番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、議案第3号は可決されました。

次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。16頁まで5件ございます。ご審議方よろしく願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。4番森山委員。

4番 (森山委員) 審議番号1番について説明いたします。契約は売買、権利移転の理由として、譲受人の規模拡大、譲渡し人は、2名で高齢による規模縮小及び離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願いします。

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

議長 異議がないようですので、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。10番手島委員。

10番 (手島委員) 審議番号2番について説明いたします。契約は売買、理由は、譲渡し人は高齢によるもの譲受人は相手方の要望です。農地法第3条第2項には該当いたしません。申請地は譲受人の隣接地とのことです。ご審議方よろしく願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議長 異議がないようですので、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。10番手島委員。

10番 (手島委員) 審議番号3番について説明いたします。契約は売買、理由は、譲渡し人は規模縮小によるもの譲受人は相手方の要望です。農地法第3条第2項には該当いたしません。申請地は譲受人の住宅隣接地とのことです。ご審議方よろしく願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

(「ありません。」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。

議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

議 長 次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。1番藤原委員。

1 番 （藤原委員）審議番号4番について説明いたします。契約内容は売買。譲受人は相手方の要望による、譲渡し人については、2名いらっしゃいますが、規模縮小及び離農によるものです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

議 長 ないようですので、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。12番畑委員。

1 2 番 （畑委員）審議番号5番について説明します。譲受人は規模拡大によるものです。譲渡し人は経営規模縮小で、譲受人との間で話がまとまり売買での申請となっています。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議 長 なければ、審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。

議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。
ここで、議事進行上、暫時休憩といたします。そのまま着席お願ひします。
（暫時休憩「現地ビデオ」）

議 長 それでは、休憩前に引続き会議を再開いたします。
ここで、休憩いたします。15時40分より再開いたします。
（休憩：15時30分から15時40分）

議 長 それでは、休憩前に引続き会議を再開いたします。
議案第5号「農農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 （水落）17頁をお願いします。2件です。議案書により説明。

議 長 事務局の説明は終わりました。
審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。9番武井委員。

9 番 （武井委員）審議番号1番について説明します。転用の目的、資料置場、転用の理由は重労働となっている作業を機械作業にするため、飼料置場をコンクリート張りにして整備するものです。酪農家です機械作業が多いので今回の申請となっています。農地法の運用について農用地区域内にある農地に該当。農業用施設用地、農用地区域内農地。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議 長 なければ、審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま

す。

全委員
議長

賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。12番畑委員。

12番

(畑委員) 審議番号2番について説明します。転用の目的、貸露天資材置場。転用の理由、先ほど動画でもありました通り被災農地でもあります。平成29年7月の北部九州豪雨災害の被災農地を復旧するにあたり、土木業者の〇〇より借用の相談があったので、農地として復旧するのではなく5名共同で資材置場として整備して土木業者〇〇へ貸し、賃料収入を得るもの。今現在は車も入れない状態ですので整備して資材置場として貸すそうです。排水としてはU字溝を設置し横の川へ流し込む計画、区会長の承諾もいただいているそうです。農地法の運用について10ha以上の一団の農地(集落接続)に該当。農用地区域外、第1種農地です。審議方お願いいたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
17番樋口委員。

17番

(樋口委員) 事務局に質問がありますが、3,000㎡以上ありますが集落接続となっておりますがどこの集落に接続しますか。

事務局

(松尾) 南西側の集落との接続です。災害復旧工事を4カ所されており大きさについては申請計画のとおりです。

17番
事務局

(樋口委員) ここは、被災地でしょ。被災地の場合、非農地(判断)もあるのでは。
(松尾) 確かに被災農地でありますので非農地判断もありますが、第1種農地であるという事で、第1種農地については非農地の方法をとるよりも、きちんと転用申請していただいて県の許可を受けて転用していただくと判断したものです。

議長

他に、質問や意見はありませんか。1番藤原委員。

1番

(藤原委員) 確認ですが、集落の隣接でできる場合、住宅だけではなくこのような資材置場もよろしいのでしょうか。

事務局

(松尾) 集落接続の場合、住宅転用だけでなくその集落に居住する人が業務上必要な場合、設置できるとなっており今回、申請者全員が集落に居住されていますので申請ができています。

16番
事務局

(林委員) 一時転用か永久転用か。
(松尾) 今回の災害復旧については、2~3年で終わるものでなく、一時転用であれば3年間の期間となっています。復旧工事には相当の期間を要すると思われるので永久転用での申請となっています。

議長

他に、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長

質問がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、19頁、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

(水落) 議案朗読をもって説明。20頁まで7件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長

審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。

15番

(穴見委員) 審議番号1番について説明します。転用の目的、自己用住宅。県の道路拡張工

事により、自宅を立ち退く必要が生じたため、申請地に自己用住宅を建築するものです。生活排水は下水管へ、雨水は既設の水路へ流します。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当。都市計画用途地域内、第3種農地。審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に審議番号2番から3番について、私が担当委員になっておりますので、議長を伊藤副会長と交代します。

(議長交代：会長 → 伊藤副会長)

議長 (伊藤副会長)議長を交代しました。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号2番について説明します。転用の目的、自己用住宅。借家住まいのため自己用住宅を建築するものです。家庭排水は公共下水へ、雨水は既設の水路へ流します。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当。都市計画用途地域内、第3種農地。審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号3番について説明します。転用の目的、露天駐車場です。一木区の墓地参拝者用の駐車場として整備するものです。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当。都市計画用途地域内、第3種農地。審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。それでは、議長を後藤会長と交代します。

(議長交代：伊藤副会長 → 会長)

議長 (後藤会長)議長を交代しました。次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。11番手島委員。

11番 (手島委員) 審議番号4番について説明します。転用目的。貸露天駐車場。賃料収入を得るため、貸露天駐車場を整備するものです。農地法の運用は、用途地域が定められている農地

- に該当。都市計画用途地域内、第3種農地。審議の程、よろしくお願ひいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 なければ、審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
- 1 番 次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。1番藤原委員。
（藤原委員）審議番号5番について説明します。契約は使用貸借です。転用の目的、農家用住宅の建設です。実家が平成29年7月の豪雨災害で被災したため、農家住宅を建築するものです。生活排水は公共下水へ区会長の承諾もごさいます。農地法の運用は、その他の農地、農用地区域外、第2種農地です。審議の程よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 なければ、審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。
- 1 2 番 次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。12番畑委員。
（畑委員）審議番号6番について説明します。転用の目的、事務所、露天駐車場への敷地拡張。事業拡大により隣接宅地に営業所を開所したが、駐車場がないため整備するものです。農地法の運用は、その他の農地、農用地区域外、第2種農地です。審議の程よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 なければ、審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。
- 1 6 番 次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。
（林委員）審議番号7番について説明します。転用の目的、社宅と露天駐車場。小石原と吉井町に〇〇診療所があり、中間の杷木〇〇に社宅と駐車場を整備するものです。生活排水は合併浄化槽にて処理、雨水は既設道路側溝へ流します。農地法の運用について支所から300m以内に該当します。農用地区域外、第3種農地です。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 なければ、審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。
次に、21頁、議案第7号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題としま
事務局 す。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けてお願いします。
（寺岡）21頁をお願いします。審議番号1番から3番は、推進機構からの買い入れです。
計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の
各要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしく
お願いします。
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、議案第7号、審議番号1番について、質問や意見
はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
議 長 ないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。次の、審議番号2番は、譲受人につい
て、農業委員会等に関する法律、第31条第1項に該当いたしますので審議が終わるまで1
2番 畑委員には、退室をお願いいたします。
（12番委員、退室後）
議 長 それでは、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。審議が終わりましたので、12番 畑
委員の入室をお願いします。
（12番委員 入室、着席確認後）
議 長 次に、審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
議 長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。それでは、審議番号1番から3番につ
いて承認とし、市長へ通知いたします。次に、22頁をお願いします。議案第8号「空き家
事務局 に付属した農地の指定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
（水落）議案朗読をもって説明。現地の状況につきましては、ビデオにてご覧いただいたと
おります。所有者は市外の方でもあり遊休地化している状況です。ご審議方よろしくお願
いします。
議 長 事務局の説明は終わりました。議案第8号については、空き家に付属した農地の指定につ
いてでございます。質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、議案第9号「非農地判断について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局 （松尾）議案朗読をもって説明。1件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。18番
伊藤委員。
18番 （伊藤委員）審議番号1番について説明いたします。申請土地については、申請土地につ
いては、ビデオにて見ていただきましたとおり高速道路杷木ICの西側、平成29年7月の（九

州北部) 豪雨災害にて、寒水川が氾濫しこの地区は農地、家屋に甚大な被害(被災直後は、家屋の高さまで流木と土砂が堆積。死亡者1名)が出ております。農地については今なお土砂が多く堆積しております。申請者よりお話を聞きましたところ災害前は、耕作していましたが、農機具も被害に遭い、現在、本人も仮設住宅に住まれています。今後、農業が継続できないとのことで今回の非農地申請となっております。農地については、農用地区域外の第2種農地です。今後、区画整理(事業)やほじょ整備にて農地に戻す申請もされていないとのことです。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 他に、審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 16:16)